

英国のEU離脱(Brexit) 後の現状

【ポイント】

- 2021年1月、英国は移行期間を終え、EUを完全離脱。
- 日本と英国の関係として、日英EPAは2021年1月1日に発効。日EU・EPAの関税の合意内容が概ね踏襲される。ただし、英国のEU離脱に伴い輸入通関が生じ、用いる電子システムが英国独自のものに変更される点に留意。
- 英国政府が随時、各種ガイダンスをHP等で公表しているところ、引き続き最新情報に留意する必要。

移行期間中、英国内で適用されていた各種輸入関連規則等のEU規則は、2018年EU離脱法に基づき、移行期間終了後も適用が継続。
- 個別案件があれば、当省HPのBrexit相談窓口経由で照会ください。

1 日英間貿易について

1-1 日英EPAについて

- ・ 2020年10月23日、英国との間で、日英の包括的経済連携協定が署名され、2021年1月1日に発効しました。
- ・ 輸出の際の英国側の関税は、日EU・EPAの内容を維持したことから、日EU・EPAと同じ関税率で英国へ輸出できます。
- ・ 輸入の際の日本側の関税も、日EU・EPAの内容を維持したことから、日EU・EPAと同じ関税率で日本に輸入できます。関税割当は設けず※、セーフガードは日EU・EPAの下でと同じ内容が措置されています。

※ ソフト系チーズや一部の調製品について、日EU・EPAで設定された関税割当の利用残が生じた場合に限り、当該利用残の範囲内で、事後的に日EU・EPAの関税割当と同じ税率を適用する仕組みを設ける。

- ・ GI（地理的表示）保護は、日EU・EPAと同様の内容が引き継がれます。例えば、タ張メロンは、日EU・EPAの時と同様に、英国で名称が引き続き保護され、英国内でも模倣品に「タ張メロン」を表示した場合は取り締まりの対象となります。英国産スティルトンも、これまで同様日本でも名称が保護されることになり、真正品のみが「スティルトン」を使用できます。

【参考】当省HP：http://www.maff.go.jp/j/kokusai/renkei/fta-kanren/uk/jpuk_epa.html

1-2-ア 日本から英国への輸出について

【関税について】

- ・ 日英EPAに基づく税率が適用されています。

【関税以外の措置について】

- ・ 英国の動植物検疫の水準、その他の輸入規制（畜産の施設認定、漁獲証明、放射性物質に係る規制）の内容など、これまで英国がEU 規則を適用してきた内容の大部分は、2018年EU離脱法に基づき英国法に置き換えられ、2021年1月1日以降も同様の内容が英国内に適用されています。ただし、申請書類や当局との連絡方法等、実務面の変更はあり得ます。
- ・ 通関手続きについては、2021年1月からも現在と同様ですが、動物・動物由来製品の事前通知システムは、EUのTRACESシステムに代わり、英国のIPAFFSを利用する必要があります。また、EU制度から独立した英国独自の事業者登録識別番号であるEORI番号の取得が必要です。

1-2-イ 英国から日本への輸入について

【関税について】

- ・ 日英EPAに基づく税率が適用されています。

【関税以外の措置について】

- ・ 日本の動植物検疫の水準は変更されません。
- ・ 有機食品の同等性については、当面の間は従前同様の扱いとなる旨、日英政府間で確認済みです（日本から英国への輸出も同様）。

2 英EU間貿易について

2-1 EUから英国への輸出について

【関税について】

- ・英EUが合意した協定に従い、全品目で無税・無枠となりますが、協定の原産地規則を満たし、特惠待遇要求の手続きが必要です。
- ・日本からEUに輸入通関された日本産品をEUから英国に輸出する場合は英EU貿易協定が適用されず、関税が発生することに留意してください。

【関税以外の措置について】

- ・通関手続きが新たに発生し、英国側では通関処理システム(CHIEF: Customs Handling of Import and Export Freight)で電子申告が必要です。また、EUのEORI番号に加え英国独自のEORI番号の取得が必要です。動物・動物由来製品の事前通知システムは、EUのTRACESシステムに代わり、英国のIPAFFSを利用する必要があります。
- ・動植物検疫については、英国が第三国に適用しているものと同じ輸入条件を満たす必要があるとされています。
- ・離脱前に登録されたEUのGI産品は、引き続き英国においてもその名称が保護されています。

2-2 英国からEUへの輸入について

【関税について】

- ・英EUが合意した協定に従い、全品目で無税・無枠となりますが、協定の原産地規則を満たし、特惠待遇要求の手続きが必要です。
- ・日本から英国に輸入通関された日本産品を英国からEUに輸出する場合は英EU貿易協定が適用されず、関税が発生することに留意してください。

【関税以外の措置について】

- ・通関手続きが新たに発生し、英国側では通関処理システム(CHIEF)で電子申告が必要です。また、EUのEORI番号に加え英国独自のEORI番号の取得が必要です。動物・動物由来製品の事前通知システムは、EUのTRACESシステムを利用する必要があります。
- ・動植物検疫については、EUが第三国に適用しているものと同じ輸入条件を満たす必要があるとされています。
- ・離脱前に登録された英国のGI産品は、引き続きEUにおいてもその名称が保護されています。

3 その他

3-1 農林水産省の対応について（別紙）

農林水産省では、Brexitによって生じるトラブルについて、国内農林水産業従事者や国内外の食品関連産業の皆様のための相談窓口を設置しています。

相談を受けた場合、農林水産省で把握している情報の提供を行うのみならず、JETRO等の関係機関とも連携して対応方を提示します。また、必要に応じて英国政府に対して働き掛けを行います。

https://www.maff.go.jp/j/kokusai/Brexit/brexit_q.html

3-2 参照資料

JETRO

（Brexit特設ページ）<https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>

英国政府

（移行一般）<https://www.gov.uk/transition>

（ガイダンス・規則）<https://www.gov.uk/search/guidance-and-regulation?parent=%2Ftransition&topic=d6c2de5d-ef90-45d1-82d4-5f2438369eea>

（食品・飲料規則（最新版））<https://www.gov.uk/eu-withdrawal-act-2018-statutory-instruments/the-food-and-drink-amendment-eu-exit-no-4-regulations-2020>

[逆引き事典から探す](#)
[組織別から探す](#)
[キーワードから探す](#)

Google カスタム検索

検索

[会見・報道・広報](#)
[政策情報](#)
[統計情報](#)
[申請・お問い合わせ](#)
[農林水産省について](#)
[ホーム](#) > [国際](#) > [英国のEU離脱 \(Brexit\)](#) > 農林水産分野における英国のEU離脱 (Brexit) に関する相談窓口

農林水産分野における英国のEU離脱 (Brexit) に関する相談窓口

取扱内容等

英国のEU離脱 (Brexit) による農林水産分野への影響が懸念されるところ、農林水産省に相談窓口を設置し、国内農林水産業従事者や国内外の食品関連産業の皆様に対して、情報提供を行うほか、Brexit前後に発生する問題への対応を行います。

相談を受けた場合、農林水産省は、JETRO等の関連機関の協力も得て、関連情報を提供するとともに、対応方策を提示します。また、必要に応じて英国政府に対して働き掛けを行います。

相談を希望される方は、メール、電話、ファックス又は郵送にて次の窓口に御連絡ください。

窓口

農林水産省

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

大臣官房国際部国際地域課 欧州・カナダ班

電話：03-3502-5929

FAX：03-5511-8773

メール：nousui-Brexit@maff.go.jp

(注) 送信の際は「※」記号を「@」記号（半角）に置き換えてください。

食品産業の事業活動に関する御相談は下記の窓口でも受け付けます。

食料産業局企画課 国際班、食品製造課 国際班

電話：03-6744-7179、03-6744-7180

FAX：03-3508-2417、03-3502-5336

メール：nousui-Brexit@maff.go.jp

(注) 送信の際は「※」記号を「@」記号（半角）に置き換えてください。

お問合せ先

大臣官房国際部国際地域課

担当者：河上、川道

代表：03-3502-8111（内線3471）

ダイヤルイン：03-3502-5929

FAX番号：03-5511-8773

2021 年 3 月 19 日現在

英国政府は EU からの輸入品に対して国境管理を緩和。

時期	措置の内容
2021 年 1 月～	・ 2021 年 12 月 31 日まで、EU から GB に輸入される物品の輸入者は、歳入関税庁 (HMRC) 宛ての <u>税関申告を輸入日から 最長 6 カ月 (175 日) 繰り延べ可能</u> (酒類、タバコ、有害化学物質等の規制品の輸入は繰り延べ不可で、EU 域外からの 輸入と同様に正規の輸入申告が必要)。 ・ 繰り延べ措置を受ける場合は、輸入時に物品等の詳細情報を記録・保管し、輸入日から 6 カ月 (175 日) 以内に補足申告 (Supplementary Declaration) を提出する。納税繰延アカウント (Duty Deferment Account: DDA) を申請・取得することで、補足申告提出まで <u>関税の支払いを繰り延べ可能</u>。 ・ 輸入 VAT は、VAT 登録のある事業者は通常の VAT 申告に組み入れて支払い (postponed VAT accounting)、VAT 登録のない事業者は、関税等と共に DDA によって補足申告提出までに払う。 ・ 一部の動物由来製品 (POAO)・動物副産物 (ABP)・非動物由来高リスク食品・飼料 (HRFNAO)、生きた動物、高リスク植物・植物製品の輸入で、事前通知や衛生証明書等の提出が必要。衛生植物検疫 (SPS) の書類検査は遠隔で行い、高リスク物品等の現物検査は搬送先または他の認可された場所で行う。 ・ 「GB」から始まる英国の事業者登録・識別 (EORI) 番号 (GB EORI number) は、2021 年 1 月 1 日から必須。
10 月～	・ すべての POAO・ABP の輸入で、事前通知と衛生証明書の提出が必要。SPS の書類検査を遠隔で実施。 ・ すべての HRFNAO の輸入で、事前通知が必要。
2022 年 1 月～	・ 全物品で、輸入申告、関税・VAT の支払い、電子搬入略式申告が必要。 ・ POAO、ABP、HRFNAO、高リスク植物の輸入について、GB の国境管理施設 (BCP) で SPS の各種検査を実施。 ・ 低リスク植物、植物製品について、事前通知や植物検疫証明書を含む書類検査が必要。
3 月～	・ 生きた動物、低リスク植物、植物製品について、GB の BCP で SPS の各種検査を実施。

(注) 北アイルランド・アイルランド間、北アイルランド・グレートブリテン島間の取引には適用されない。

(出所) 英国政府公表資料を基に JETRO が作成

※上記とは別に、英国政府は、英グレートブリテン島 (GB) から北アイルランド (NI) への食品輸送の際の検査を免除する猶予期間を提案 (未確定)。

時期	措置の内容
2021 年 9 月 30 日まで	動物由来製品、混合食品、動物由来でない食品・飼料及び植物・植物製品への証明書 (輸出衛生証明書、植物検疫証明書等) 添付を猶予
10 月 1 日～ 段階的に導入 ※時期は追って発表	(1) 生鮮肉製品への衛生証明書添付が必要 (2) 乳製品への衛生証明書添付、植栽用植物・種子への植物検疫証明書添付、ワインへの証明書の添付が必要 (3) 野菜・果物への植物検疫証明書及び同等宣誓書添付、ペットフードへの衛生証明書添付が必要 (4) 混合食品への衛生証明書添付や魚介類への漁獲証明書などその他の証明要件が必要

(出所) 英国政府公表資料を基に農林水産省が作成